

日進市空家等対策の連携協力に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、甲が実施する空家等対策について連携協力することにより、空家等対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項について協力又は助言を行うものとする。

- （1）空家等の所有者の相続登記に関すること。
- （2）空家等の管理、処分手続に関すること。
- （3）空家等の相続等の前提となる裁判手続に関すること。
- （4）空家等の相談に関すること。
- （5）空家等の対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等の相談に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日以前に、甲又は乙から別段の申し入れがないときは、有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 この協定は、甲又は乙から、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙の協議により、協定の変更を行うことができるものとする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙は、この協定による業務の履行の必要がなくなったと判断したときは、甲乙協議により、協定を解除することができるものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議により、定めるものとする。

協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印して、各1通を保有するものとする。

平成29年3月9日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市

日進市長 萩野 幸三

乙 愛知県名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号

愛知県司法書士会

会長 和田 博恭